



## マニフェスト報告書

マニフェストに関して新しいルールが出来ました。「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」なる書類を県（又は政令市）に提出する事になりました。これは、排出事業者が、4月から翌年3月までに交付したマニフェストについて報告せよ、というものです。なぜ書類が増えるのか？明確な理由は示されていないのですが、実際は、電子マニフェストへの移行を促す為です。電子マニフェストを使っている方は、免除されるそうです。なにしろ県から頂いた書類の半分以上が、電子マニフェストのPRです。なぜ書類を増やしてまで電子マニフェストへ移行させようかという、システムは作ったけど使ってくれる人がいないからです。現在の利用率は、3%そこそこで、やっぱり紙マニフェストが圧倒的に多いのです。そこで、負荷をむりやり増やして、電子マニフェストを使わせようという事です。困った話です。だったら電子マニフェストへ移行しなさい、というのが環境省の立場でしょうが、個人でやっている工務店や、職人さんに電子マニフェストへの移行が可能でしょうか？語弊があるといけません、それ程頻繁に出る訳でもないのにJWNETに加盟し、加入料、基本料を支払い、さらにマニフェスト1枚幾らと、費用が掛かるものを利用するでしょうか。電子化による情報の集積や、分析のしやすさはあると思いますが、負荷を増やして移行を促すなんて、誰の為のルールなんですか？せめて数量の少ない排出者は、免除すべきだったと思います。弊社でもお客様に情報提供していくつもりですが、年に数回といったお客様にまで周知できるか不安です。まあ、それはともかく、決まった以上は、履行しなければなりません。様式等につきましては環境管理事務所にお問い合わせ下さい。実際には、現場を担当している県の方も、制度の被害者(?)かもしれませんね。

## 廃棄物処理の本質とは？

廃棄物処理法は、人が社会生活を送るにあたって、衛生的な暮らしを実現する為にあります。これが、大前提となります。そこからスタートすると、環境に対する負荷の大小が物差しの一つになります。もちろん量的な問題は、これに掛け算をしていく事になります。有害物を大量に投棄する。これが最悪です。そこで、どんな廃棄物がどんな性質で、どうやって扱った方がいいのか、専門知識が要求されます。で、許可制となる。知識や設備によって範囲が限定される。次に、廃棄物の責任は誰にあるのか？これは、やっぱり出す人にでしよう。で、排出者責任となる。排出者が3Rを心がける様に期待する。リサイクルは、循環なので基本的には自然に対する負荷は少ない。もちろんその際にはエネルギーが掛かりますが、廃棄物の天秤を掛ける。これがLCA(ライフサイクルアセスメント)。リサイクルする為に、膨大に他の資源を消費しても意味が無い。もっとも、LCAの評価は大変ですが。

こういった流れを制度にして頂けると品物の素性だけで判断出来るので大変ありがたいのですが、現状では産廃、一廃の区分、業種限定など、問題も多々あります。例えば、野菜くず。同じ大根の葉っぱでも、家庭から出れば一般廃棄物、漬物工場なら産業廃棄物。同じ葉っぱの処理でも許可が違う為、同一設備での両方の取り扱いは一般的には出来ません。確かに許可制の中でやっていくには仕方がないのかもしれませんが、どちらも同じ設備であり、どちらも衛生的な生活の実現に寄与しているのです。法の目的から外れているとは思えませんが、現行法では基本的には不可なのです。複雑になり過ぎた現在の処理法もそろそろ見直しの時期かもしれません。廃棄物の定義に於いても、EUの様な処理すべきものといった概念を取り入れるべきだと思います。所有者が、リサイクルとか必要なものと称して廃棄物を積み上げ、倒産、などといった事件を起こさせない為にも、ここ数年の改正で、表面上は大分整っては来ましたが、廃棄物処理というものの根本から制度設計を見直して頂ければと思います。欠格要件なども、非公開で協議が始まっている様ですが、個人の事案が、法人の許可にまで及ぶのは問題です。産廃の処理は、現在かなり高度化しており、設備も高額です。それが、一個人の事案で、営業出来なくなるのでは、安心して投資も出来ませんから。

## 恋もさくところ

所沢商工会議所青年部が中心となり、所沢の里芋を原料に焼酎を作りました。所沢の里芋は全国区で有名なのです。香りも良く、なかなかいい出来です。所沢の酒屋さんで販売していますので、是非ご賞味下さい。